社地区村有地譲渡事業に関するプロポーザル選定委員会設置要綱

（令和３年訓令第　号）

（設置）

第１条　社地区村有地譲渡事業について、参加事業者から提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション内容の審査並びに評価をするため、社地区村有地譲渡事業に関するプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

　（業務）

第２条　選定委員会は、次に掲げる業務を行う。

(１)　企画提案書等の書類及びプレゼンテーション内容の審査並びに評価をすること。

(２)　その他選定委員会で必要と認める事項

　（組織)

第３条　選定委員会の委員（以下「委員」という。) は、次に掲げる者をもって組織する。

(１)　副村長

(２)　総務課長

(３)　企画情報課長

(４)　住民課長

(５)　産業課長

(６)　建設課長

(７)　教育次長

２　選定委員会の委員長（以下「委員長」という。) は、副村長をもって充てる。

　（職務)

第４条　委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる委員以外の者に選定委員会の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

　（守秘義務)

第５条　委員は、正当な理由がなく選定委員会の職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

　（会議の開催)

第６条　選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

３　選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

　（報告)

第７条　選定委員会は、第２条第１号に規定する審査及び評価の結果を速やかに村長に報告する。

　（庶務)

第８条　選定委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

　（委任)

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

　（適用期日)

１　この要綱は、公布の日から施行する。

　（失効)

２　この要綱は、第７条の報告の完了をもって、その効力を失う。